




2019年11月28日

二本松市議会議長 本多勝実様

二本松年金者の会長 真弓五郎 

安達高齢者運動連絡会代表 安斎洪基 

紹介議員

菅野 明

介護保険制度の改定に対する請願

現在、厚労省の社会保障審議会では、2020年の通常国会に向けた介護保険制度の見直しの検討が進められています。

2021年の次期改定に向けた審議では、これまで私たちが懸念した要介護1・2の「訪問介護の生活援助」と「通所介護」を介護保険給付から外し、自治体の地域支援事業(二本松市「新しい総合事業」)へ移行する方向が示されました。要支援1・2と同様の扱いにしようとするものです。改定されれば介護保険は要介護3の重度中心型となります。

認定者の大半を占める要介護者1・2の中には認知症の方が多くいます。厚労省は認知症患者の推計値を発表しており、2020年は631万人、2025年には730万人で65才以上の高齢者の5人に1人となるとしています。

ケアマネジャーが毎月作成するディサービスやホームヘルパーなど介護保険サービスを利用できるようにする計画書であるケアプランの有料化は、高齢者のサービス利用をしにくくします。利用者にとって従来通り負担なくケアマネジャーが相談にのってくれるという安心がなくなります。

国は財政負担を理由に、サービスの削減をしています。このことにより介護離職などの社会問題は深刻化します。

保険料は3年ごとの見直しの度に上がり、給付は抑制され、利用者は負担増、保険料を払っても、介護保険は「ますます使えないサービス」になるおそれがあります。

よって下記の項目の維持を請願します。

請願事項

- 1、要介護1・2の「訪問介護の生活援助」と「通所介護」を地域支援事業に移行せず、介護給付を行うこと。
- 2、ケアプラン作成は有料化せず、全額保険給付で継続すること。



以上

介護保険制度の改定に対する意見書（案）

現在、厚労省の社会保障審議会では、2020年の通常国会に向けた介護保険制度の見直しの検討が進められています。

2021年の次期改定に向けた審議では、これまで私たちが懸念した要介護1・2の「訪問介護の生活援助」と「通所介護」を介護保険給付から外し、自治体の地域支援事業(二本松市「新しい総合事業」)へ移行する方向が示されました。要支援1・2と同様の扱いにしようとするものです。改定されれば介護保険は要介護3の重度中心型となります。

認定者の大半を占める要介護者1・2の中には認知症の方が多くいます。

厚労省は認知症患者の推計値を発表しており、2020年は631万人、2025年には730万人で65才以上の高齢者の5人に1人となるとしています。

介護保険利用できるようにする計画書であるケアプランの有料化は、高齢者のサービス利用をしにくくします。利用者にとって従来通り負担なくケアマネジャーが相談にのってくれるという安心がなくなります。

国は財政負担を理由に、サービスの削減をしていますが、このことにより介護離職などの社会問題は深刻化します。

保険料は3年ごとの見直しの度に上がり、給付は抑制され、利用者は負担増、保険料を払っても、介護保険は「ますます使えないサービス」になるおそれがあります。

以上の趣旨から以下の事項の継続を求めるものです。

記

- 1、要介護1・2の「訪問介護の生活援助」と「通所介護」を地域支援事業に移行せず、介護給付を行うこと。
- 2、ケアプラン作成は有料化せず、全額保険給付で継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月 日

内閣総理大臣 安倍晋三様
厚労省大臣 加藤勝信様
財務大臣 麻生太郎様

福島県二本松市議会議員 本多勝実